(参考) 健全化判断比率等の対象について

地方自治法上の区分	健全化法上 の区分	会計名・法人等名						~- [
一般会計		〇一般会計	実質								
	一般会計等	○公債管理特別会計 ○証紙特別会計 ○市町村振興資金特別会計 ○母子寡婦福祉資金特別会計 ○あさひ社会復帰促進センター特別会計 ○農林漁業改善資金特別会計 ○中小企業近代化資金特別会計 ○県営住宅特別会計	京赤字比率	7	連結実質赤字比率	実質公					
特別会計	公営事業会計	本県該当なし(国保事業会計等)				 債費	 بر د	呼 来			
	公営企業会計	〇病院事業会計 〇電気事業会計 〇工業用水道事業会計 〇水道事業会計 〇宅地造成事業会計 〇中海水中貯木場特別会計 〇臨港地域整備特別会計 〇流域下水道特別会計			上率	 1 1 1	1) 自己之本		資金不足比率		
一部事務組合等		〇隠岐広域連合 〇境港管理組合								古正 未	
地方公社・第三セクター等 (第三セクター等は損失 補償対象団体のみ)		○島根県土地開発公社 ○公立大学法人島根県立大学 ○(財)島根県環境管理センター ○(財)島根県球業振興公社 ○(社)島根県林業公社 ○(財)島根県建設技術センター ○島根県信用保証協会 ○島根県農業信用基金協会 ○島根県漁業信用基金協会 ○(財)しまね産業振興財団				 			<u></u>		